

## 1. 体調不良のとき

### (1) 初期対応

以下のいずれかに該当する場合は登校を控え直ちに学校に連絡して指示を待ちます。指示があるまで、授業や試験に出席することは絶対にしないでください。

- ・強いだるさがある
- ・発熱がある
- ・軽い風邪症状(喉の痛みだけ、咳だけ等でも)
- ・味覚や嗅覚の異常
- ・その他疑わしき症状

さらに、必要に応じて病院に電話相談の上、受診するかどうか新型コロナウイルス電話相談窓口に相談してください。

- ・帯広保健所 0155-26-9084 平日:8:45～17:30
- ・北海道保健福祉部地域保健課 011-204-5020 24時間

### (2) 連絡先

担任もしくは学務課 0155-42-4444

### (3) 連絡内容

上記の症状を含む体調不良の症状やいつから発症したかを具体的に報告してください。

### (4) 欠席の種別

学校から指示を受け授業や試験を欠席する場合は「公欠」扱いとなります。

### (5) 欠席から登校の流れ

自宅待機の上、薬剤を内服しない状態で発熱、咳、たん、下痢、だるさ、味覚・嗅覚異常等が完全に消失してから48時間経過後、学務課に連絡し、指示を待ちます。その後許可を得た上で登校可能とします。

---

## 2. 感染の疑いがあるとき

### (1) 初期対応

体調不良のため自宅待機をして数日経過しても軽快しない場合、①帯広市保健所に電話して指示を受け、②その結果について学務課に報告してください。

### (2) 連絡先

- ①帯広保健所 0155-26-9084 平日:8:45～17:30
- ②学務課 0155-42-4444

### (3) 連絡内容

①帯広保健所 感染の疑いのある症状が続いていることで、何をすべきかの相談。

②学務課 症状と帯広保健所への相談の結果について。

### (4) 欠席の種別

授業や試験を欠席する場合は「公欠」扱いとなります。

### (5) 欠席から登校の流れ

保健所に相談し、必要に応じて医療機関の診療を受け、その指示に従った期間を登校禁止とし、登校可能となつた際には、学務課に連絡し、許可を得た上で登校とします。

---

## 3. 感染したとき

### (1) 初期対応

感染した旨を担任もしくは学務課に連絡してください。

### (2) 連絡先

担任もしくは学務課 0155-42-4444

### (3) 連絡内容

次の内容を連絡してください。

- ・学籍番号と氏名
- ・医療機関名
- ・診断日
- ・現在の状態
- ・発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ・道外や札幌圏への移動の有無(ある場合は、期間、場所)
- ・症状が現れた日から遡って 2 日程度以降の大学関係者との接触状況(授業等への出席状況など)
- ・今後の医師の所見。

### (4) 欠席の種別

授業や試験を欠席する場合は「公欠」扱いとなります。

### (5) 欠席から登校の流れ

感染した学生は治癒するまで登校禁止とします。「治癒し登校に支障がないこと」を証明する医療機関の診断書等を学務課に提出し、許可を得ることによって登校禁止を解除します。

また、登校した初日には学務課まで申し出てください。

---

## 4. 濃厚接触者となつたとき

### (1) 初期対応

濃厚接触者となつた場合は、診断の結果にかかわらず、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間の自宅待機とします。まずは、担任もしくは学務課に連絡してください。自宅待機中には、毎日朝・夜に検温し、強いために発熱、風邪症状、味覚や嗅覚の異常等の症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談してください。

### (2) 連絡先

- ①学務課 0155-42-4444
- ②帯広保健所 0155-26-9084 平日:8:45~17:30

### (3) 連絡内容

#### ①学務課

- ・学籍番号と氏名
- ・医療機関名
- ・診断日
- ・現在の状態
- ・感染者と接触した日時
- ・感染者と接触した場所
- ・明らかになつた日から遡って 2 日程度以降の大学関係者との接触状況(授業等の出席状況など)
- ・今後の医師等の所見

②帯広保健所 濃厚接触者となり自宅待機中に感染と疑わしき症状があらわれた場合の相談。

### (4) 欠席の種別

授業や試験を欠席する場合は「公欠」扱いとなります。

### (5) 欠席から登校の流れ

濃厚接触者においては最後の接触から 2 週間(接触した日を 1 日目とする)の自宅待機とし、学務課に連絡して許可を得た上で登校可能とします。

---

## 5. 感染者情報の公表について

本学の学生や教職員等に感染者が発生した場合には感染者状況を公表します。

公表する情報については、個人情報に留意し、保健所と相談の上で行います。